

社会保障・税に関わる番号制度の導入に必要な措置について

【担当省庁】内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省

京都府では、これまで業務システムのオープン化に積極的に取り組み、効率化と経費削減を図ってきているところであり、平成 28 年 1 月から個人番号の利用が開始される社会保障・税に関わる番号制度の導入に際しては、以下の措置を講じていただきたい。

システム改修に必要な仕様の早期提示

各地方公共団体においては、平成 27 年 12 月までに社会保障や税等に関する各システムの改修を計画的に実施していく必要があるが、未だに各システムの詳細な仕様が国から提示されないため、改修経費の算出や補助金の交付申請など改修に向けた作業に支障が生じており、速やかに仕様を提示していただきたい。

制度の導入に当たって地方公共団体が行うシステム改修に真に必要な予算額の確保と措置

本制度は、行政運営の効率化や国民の利便性の向上、社会保障・税分野における公平性・公正性の確保等のために国家的な情報基盤を構築するものであることから、導入に伴う経費については基本的に国が負担すべきである。

しかしながら国からシステム改修費として示された補助対象事業費は、人口規模に応じた定額制で、各都道府県のシステム改修の実情に応じた額となっていない。

このため、地方公共団体に新たな経費負担が生じないよう国の責任において必要な予算額を確保いただくとともに、実情に応じた額を措置していただきたい。

< 現状・課題等 >

社会保障・税に関わる番号制度の導入スケジュール

平成 25 年 5 月	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等関係 4 法が公布
平成 27 年 10 月	個人番号の付番・通知
平成 27 年 12 月	地方公共団体内の既存システム改修等完了
平成 28 年 1 月	個人番号の利用開始、個人番号カードの交付、地方公共団体内システム連携テスト開始
平成 28 年 7 月	国・地方公共団体システム間の連携テスト開始
平成 29 年 7 月	国・地方公共団体間の情報連携開始

地方税システム改修の場合に必要な経費（総務省所管分）
（単位：百万円）

国庫補助対象事業費（ 1 ） （団体規模 100 ～ 300 万人の場合）	京都府見積による事業費（ 2 ） （オープン系システム）
1 1 9 . 4	3 3 1 . 4

- 1 都道府県に対しては、団体規模別（100 万人未満から 1,000 万人以上まで 5 段階に区分）に補助対象事業費が一律に示されているのみ
- 2 補助対象外であるマイナンバー導入に伴うセキュリティ強化、サーバーの能力強化及びデータのクレンジング等に係る経費（約 1 4 2 百万円）を除いた額

社会保障に関わる業務システム改修の場合に必要な経費

（厚生労働省所管分）

詳細な仕様が提示されていないため、改修経費が算出できず、国庫補助要望ができない状況

【京都府の担当部局】

総務部	総務調整課	075-414-4034
政策企画部	情報政策課	075-414-5761